

三田市景観条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第16条 省略 (事前協議)</p> <p>第17条 法第16条第1項に掲げる行為のうち、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、<u>法第8条第2項第2号</u>に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき配慮した事項について、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、第3号に規定する開発行為をしようとする者のうち、第28条第1項の規定に基づき、あらかじめ市長と協議した者にあつては、同項の協議をもって、この項の協議をしたものとみなす。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第16条 省略 (事前協議)</p> <p>第17条 法第16条第1項に掲げる行為のうち、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、<u>法第8条第3項</u>に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき配慮した事項について、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、第3号に規定する開発行為をしようとする者のうち、第28条第1項の規定に基づき、あらかじめ市長と協議した者にあつては、同項の協議をもって、この項の協議をしたものとみなす。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>